

現代社会における子育て観の揺らぎ

林 浩 康

I. はじめに

近年少子化現象が、危機的ニュアンスを含んだ論調で語られる中、積極的に子育て支援を行うべきであるという認識に基づき、国レベルではいわゆるエンゼルプランが作成され、自治体レベルにおいては児童育成計画（地方版エンゼルプラン）の作成が推奨された。しかしながら、エンゼルプランが出された2年後の1996年に、早くもエンゼルプランにおける当初目標を、財政的理由で下降修正せざるを得ない状況となっていることが報道された。また地方版エンゼルプランの96年度までの策定状況は、市区町村レベルでは全体の2割、町村のみでは2%にすぎないことも明らかに⁽¹⁾されている。

国民及び行政レベル双方において、子育ての社会的支援の充実の必要性が認識されながらも、こうした状況が起こる背景には、様々な要因が考えられるが、育児機能の社会化に関する国民及び行政レベルでの認識の齟齬もその一つではないだろうか。つまりジェンダー意識が根強く残存している今日、なんらかの母子関係理論を根拠に、母親による育児の重要性がことさら強調されたり、育児を私的事柄として捉え、それへの介入が否定的ニュアンスで語られたりする中で、育児の社会化について合意が得られず、財政状況が逼迫する中で子育て支援施策は老人や障害者の施策に比較して、優先順位が低位に位置付けられていると捉えることができる。

本稿ではこうした認識に基づき、現在の子育ての状況及び子育て支援の現状をもとに、現代社会における子育て観の揺らぎや、今後の子育て支援のあり方について述べることを主たる目的としている。

II. 子育てにおける社会的支援の必要性

近代家族の成立以降、子育ては家族の主要な機能として位置付けられ、家族の中でもとりわけ母親にそうした機能が求められてきた。子どもの発見は、母親の発見であると言われるように、子ども概念が社会において明確にされ、産業化による職任分離が一般化する中で、性役割分業がなされ、女性に家事及び育児が主要な役割として与えられた。産業社会ではそれ以前に比較して、地域の中で子どもを育むということが困難となり、とりわけ家族に対し、子育ての役割が課せられたのである。

汐見は子どもの社会化を促す場を(1)家庭、(2)地域社会、(3)保育所や学校と言った制度化された場の以上3つに分け、(1)でなされる社会化を一次的社会化、(2)での社会化を二次的社会化、(3)での社会化を三次的社会化と呼んでいる⁽³⁾。子どもの成長はこの三相構造において、3つの場が相補的關係を維持しながらなされるが、その場のあり方は社会状況の変化と共に変容してきた。現在の二次的社会化の場である地域社会に目を向けると、生産活動過程での地域關係の必要性がなくなり、そのため近隣關係が希薄化し、地域住民にとって地域という場が存在してもコミュニティという地域關係を基盤にした生活の場としての認識は薄れている。そのため現代社会では二次的社会化が脆弱化し、一次的社会化及び三次的社会化の場への負担が増すことになる。しかしながら一次的社会化の場である家庭は、核家族化や家族規模の縮小化により、とくに子どもの乳児期においてはその負担が母親に集中してきた。そして家族機能の低下に伴い子どもの幼児期以降、保育所や学校といった三次的社会化の場への過剰な期待が生まれることになる。

網野は産業化過程で起こるこうした育児方法の変化を複相的育児から単相的育児ということばで表している⁽⁴⁾。複相的育児とは、多世代家族や多様な階層關係、近隣關係の中で、両親とくに母親に限らない拡大的で多面的な育児を指し、単相的育児とは、縮小した階層關係、希薄化した近隣關係、そして次第に強まる核家族化の中でもたらされる両親とくに母親による限定的育児を指している。すなわち複相的育児では、相互の補完的關係が普段の人間關係から比較的スムーズに行われやすく、親が不都合な時でもインフォーマルな關係にある誰かが育児を行ってくれ、

危機的状況にうまく対処できる可能性が高いと言える。一方単相的育児では、複相的育児に比較して利用できる社会的サービスが一見多く存在し、育児を多くのものが支えてくれるように思える。しかし実際身近な所には、養育者のライフスタイルに合った適切なサービスが不足していたり、サービスの利用に際しての経済的要素、あるいは養育者のもつ育児観等が直接的に反映され、実際には社会サービスがそれほど利用されず、インフォーマルな関係での育児支援も希薄化する中で養育者は孤立化する傾向にある。そうした意味において現代家族は、育児の上での危機的状況に弱い家族と言えるだろう。歴史的には質的変容をなしながらも、複相的育児が高度経済成長期まで継続しており、今日のように育児が母親に過重にのしかかる単相的育児は、育児機能がインフォーマルな形で分散化していた複相的育児に比較すれば歴史的に非常に短いと言える。

この育児の単相化は主たる育児者である母親とその子どもにさまざまな影響を与えている。母子が密着した育児における母親の育児不安、子どもの社会化過程における社会関係の欠如等、母親および子ども双方にとって好ましくない状況を生み出してきた。それはそれまでの母性観、すなわち「子どもへの献身と無私の愛情が、女性に備わった最も崇高な愛の象徴」、「母親なら子どもはかわいいはず」、「育児は女性の適性であり喜びである」といった考え方が根強く残る中でその状況は無視され、家族における他機能の外部化が進行する中で、育児機能の外部化の遅れ、あるいは母親自身のサービス活用への躊躇が生じてきた。

こうした状況の中で少子化が危機的論調で語られ、育児支援の必要性が政府からも明らかにされてきた。現在の社会状況からすると、育児支援は決して親の過重負担の軽減や、出生率の上昇ということだけでなく、先に述べたように子どもの社会化過程及び成長過程において必要不可欠なものとなっているとも言えよう。

III. 現代社会における子育て観

これまで述べてきたように、子どもの一次的、二次的社会的化の場である家庭や地域社会の状況変化により、高度経済成長期以降、それらの場

で育児を完結することが極めて困難となってきた。しかしながら家庭における育児の重要性については誇張され、それは母性、あるいは母性愛ということばにより、一層強調されてきた。母性ということばについては岸田が言うように、今や幻想であり、それを強調しなければならなかった背景には「産業革命向きの家族」の要請があり、そこには父親と母親と子どもがおり、父親は外に働きに行き、母親は子どもを育てるという役割分業が近代社会において必要とされたのである。人間は早産で産まれてくると言われるように、本能で子育てをしている他のほ乳類に比較して子育て期間が長く、かつ濃密なかかわりを必要とし、本能だけで子育てをやるには余りに大変すぎる。そこで人間とりわけ母親に子育ての役割を強制するために、母性愛あるいは母性本能と言った幻想が必要であるとされたというのが岸田の見解である。こうした論はエリザベト・バタンテールが母性本能とは母役割を女性に受容させるための、父権社会がでっち上げた神話であるとの指摘にほぼ同調するものである。これらの論調は1970年代以降における我が国におけるウーマンリブ運動、フェミニズム思想の導入過程で様々な論者から主張されたことと多くの共通点を有し、イデオロギーあるいは観念としての母性への懐疑的なまなざしがさまざまな立場の者から向けられた。

また以前から文化人類学の立場から原は『平均寿命が長くなった今日の日本では、女性が「母性」としての人生を全うするような一生は実現しにくくなってきている。……女性の生き方が多様化されていくと、それに伴って「母性」の内容も多様化していけよう。』と述べ、民族による子育ての考え方や方法の違いに着目し、「母性愛」は、本能によって生得的に与えられているものではなく、体験や学習によってさまざまな内容をもちうるものであるとしていた⁽⁷⁾。さらに原は「母性を養育する母親の動機付けとして捉えるならば、母性が促進されるのは、環境的要因が大きい。」⁽⁸⁾と述べ、出産時の状況、夫の育児参加や社会的支援といった子育て支援状況、近隣関係といったものが母性を育む重要な要素であるとしている。

近年少子化が危機的論調で語られ、社会的育児支援の必要性が政府からも明らかにされ、子育てサービスの推進がエンゼルプランなどにおいて強調されている。一方根強く母性幻想は我々の生活を支配し、こうし

た子育ての社会化を促進するサービスが整備されても、それに対する拒否感が残存している。歴史的に振り返っても今日ほど子育て観が揺らいでいる時はなかったのではないだろうか。つまり母性幻想を基調とした旧来的子育て観が強調され、子育てにおける母親の重要性が相変わらず論じられる中で、「子育てがづらい」、「我が子を可愛く思えない」といった特に家事専業の母親からの声が多様な形で顕在化し、そうした母親に共感する姿勢をもつ子育て観が近年論じられるようになってきた。社会的にも家事専業の母親の保育所利用を認めたり、家事専業の母親がボランティアやサークル活動をする間の保育所利用を認めたりする動きがみられる。しかし一方でそうした施策に対する批判も母性論の観点から論じられる。子育て観は振り子の如く両極端の論を行き来し、現在もその揺れ動いている過程にあると言えるのではないだろうか。しかし社会や家族状況の変容の中で、従来の子育て観では対処しきれないことは明らかなように感じられる。こうした状況の中で母性幻想が論じられることは、社会的にもその意義が認められよう。

現在世界的規模で子育て観をみると、社会的養育を強調する論調が主流なようである。世界乳幼児精神保健学会では、生後4カ月で社会的保育の場に預ける必要性について論じている。現在のように地域関係の希薄化、家族の小規模化が顕著化する中で、子育てを親にのみ委ねることは子どもの社会化過程において、危険であると指摘している。日本では4カ月での保育所利用は子どもにとって可哀想と言ったとらえ方が現在でもなお主流を占めると思われるが、世界的規模でみると、そうした捉え方は大人側の勝手な思いこみであり、子どもの立場から言えば、決してそうとは言えないということであり、0歳児保育は今や子どもにとって必要な施策であるという認識が主流を占めつつある。そこでは母性幻想からの解放が、先進諸国の中では起こっており、子育てにおける社会と親とのパートナーシップの形成が重要な鍵概念として位置付けられている。

先に述べたように我が国では今なお母性幻想が根強く残存している。人間は母性愛を強制されているが、強制されたそれを自分の心に自発的に生じた感情だと錯覚して、子育てをする存在である。自己決定は社会福祉においてはとりわけ重要な概念であるが、主体的選択や決定には多

分に周囲から強制された側面がある。つまりその当時の社会におけるイデオロギーや主流な考え方、価値観が自己決定に多分に影響を与え、そうしたものに強制された自己決定を、自らの自己決定であると錯覚するのである。

一般的に母親が子どものために尽くすことは、母性愛が多分に影響していると思われているが、子どものために尽くすことは「自己愛」からの行動であり、母性愛は実は自己愛の延長にすぎないと岸田は言う⁽⁹⁾。しかし自己愛の延長だからと言って母性愛が必ずしも偽りということではなく、自己愛の延長であるところの他者への愛情の真偽を分ける分岐点は、その愛情が現実相手に相手のためになっていること、そのための心配りを怠らないこと、もしその愛情が相手を苦しめるようなことになれば、自制する用意があることと述べている。

子育ての社会化が進められる中で、相変わらずアタッチメントの重要性や母性関係のあり方が指摘されたりするが、それらはかなり神話的要素が強く、我々の子育てを縛り付けてきた面は多分にある。近年児童虐待が大きく取り上げられるようになってきたが、その中でもかなり母性神話論に悩まされている母親の姿が明らかにされてきた。今改めて個々の子育て観を問い直してみるときではないだろうか。

IV. 現代社会における子育て支援のあり方

これまで述べてきたように、現代社会では地域関係の希薄化や家族規模の縮小化により、子育ての負担やその責任が個々の家族の特定の者に担わされる傾向にある。しかし現在の家族状況の中で特定の者が、そうした子育てを一身で担うことは極めて困難な状況であり、家族内での子育ての分担および家族外からの子育て支援が必要不可欠となっている。

こうした状況の中で、ウエルビーング概念やサービス対象者の普遍化が強調され、子育てに関する制度的サービスの対象範囲が検討課題となっている。山縣は今後の子ども家庭支援の問題把握は、当事者のサービス利用希望の軸（利用したいと利用したくない）と専門家からみた社会的支援の必要性の軸（必要があると必要がない）の二つの軸で構築されるべきであると論じている⁽¹⁰⁾。この二つの軸によりつくられる4つの象

限に①「当事者もサービス利用を希望し、専門家視点でも必要である」問題、②「当事者は利用を希望しないが、専門家視点でみた場合、対応が必要である」問題、③「当事者は利用を希望せず、専門家視点でも必要がない」問題、④「当事者は利用を希望するが、専門家視点では必要がない」問題の以上四つの問題を位置付けている。今後の子育て支援を考える上で、とりわけ検討されなければならないのは、この四つの中でも②と④の問題への対応のあり方についてであろう。②は、特に虐待との関係で強制的介入をどう捉え、いかに対応していくかということである。これについては関係機関や専門家を交えての学際的検討が求められている。また近年養育能力の低下が指摘される中で、母親のパチンコ中に子どもが死亡するといった子どもが犠牲を強いられる事件が相次いでいる。養育能力が低い、あるいは養育上問題があっても援助を受ける意志のない親へのかかわりについては、申請主義の原則に基づき社会的援助対象としての捉え方はこれまでなされてこなかった。しかしそうした親へのかかわりがなされない中で、子どもの生活が脅かされ、死に到るケースをも生み出してきた。その背景には家族不可侵の原則、あるいは「家族神話」や「母性神話」があり、意識的に家族への介入を控えてきたということが考えられる。今後はこうした親への援助をも視野に入れ、援助体制を検討していく必要がある。近年中谷らは児童相談所のワーカーに対し、ある状況下での子どもへの虐待認識や社会的介入の必要度に関する調査を行っている。その調査結果から山縣は表1を活用して以下のように分析している⁽¹¹⁾。親がパチンコをしている間乳幼児を車に残しておくという場合それを虐待として認識はするが、児童相談所が積極的に対応する必要性についてはやや否定的である。親がカラオケをして食事を作らない場合は虐待として認識し、かつ児童相談所のかかわりが必要であると認識している。また子どもが不衛生な状態にある場合については、虐待とは言えないが、児童相談所の対応は必要であると認識している。

これまで児童福祉法の理念では、あらゆる子どもの健全育成を掲げつつ、現実には極めて限られた要保護児童にのみ社会的援助がなされてきた。それは古典的・保護的福祉観に基づかれた対症療法的かかわりであると言える。今後は社会的援助の必要性に関する認識を深め、より予防

表 1 子どもへの不適切な関わりに関する意識調査

| | | 親がパチンコをして いる間乳幼児を車に 残しておく | 親がカラオケなどで 遊んでいて家に帰ら ず食事を作らない | 親が洗濯をしないの で子どもがいつも不 衛生な服を着ている |
|----------------------------|-----------|---------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 虐待 や放任 だと思 うか | 全く問題ない | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | あまり問題ない | 0.0 | 0.0 | 1.3 |
| | 不適切である | 27.0 | 10.0 | 27.2 |
| | 疑いがある | 42.9 | 39.2 | 47.8 |
| | 虐待である | 29.6 | 50.0 | 23.5 |
| | わからない | 0.2 | 0.0 | 0.0 |
| | 無回答 | 0.2 | 0.9 | 0.2 |
| 通告 する必 要があ るか | 明らかに必要ない | 1.5 | 0.0 | 2.7 |
| | 多分必要ない | 14.8 | 1.5 | 10.8 |
| | どちらともいえない | 43.4 | 13.3 | 30.1 |
| | 多分必要がある | 29.9 | 48.9 | 44.2 |
| | 明らかに必要がある | 10.0 | 35.0 | 11.5 |
| | 無回答 | 0.4 | 1.3 | 0.7 |
| 児相 で対 応す る必 要性 | 対応の必要はない | 9.1 | 1.1 | 6.0 |
| | しばらく様子を見る | 46.7 | 10.0 | 35.6 |
| | 1～2回面接する | 34.3 | 21.9 | 21.7 |
| | 在宅で継続的援助 | 7.1 | 48.9 | 33.4 |
| | 親子を分離する | 0.4 | 13.7 | 1.1 |
| | 無回答 | 2.4 | 4.4 | 2.2 |

資料：山縣文治「子育て・子育てを巡る環境と児童福祉改革の視点」『大阪市社会福祉研究』大阪市社会福祉協議会，1996，3頁。

的にかかわる必要性があろう。

子育ての独占的機関であった家庭は、常に子どもにとって「善」たる存在ではなく、虐待問題にみられるように、子どもにとって障害となっている状況もある。家庭は子育ての最良機関という考え方ではなく、家庭が子育ての最良機関となるよう社会が支援するという考え方が重要である。すなわち最適な子育てが可能となるよう社会と家庭とのパートナーシップの構築が必要となってきている。

大日向は自ら行った調査結果から育児をつらく思い、子どもを可愛く

思えないと訴える母親たちの状況を2つのタイプに大別している⁽¹²⁾。第1のタイプは、「子どもを愛そうと思いつつ、愛せない」ことに苦悩する母親である。第2のタイプは、「子どもを愛せない」ことを自己主張であるかのように誤解している母親である。この第2のタイプについて大日向は「母性神話からの解放を逆手にとったゆゆしい現象」と述べている。

これまでわが国においては母子密着を是認する風潮があり、それが虐待を促進したり、育児の社会化を遅らせてきた要因の一つであると捉えることができる。ユングは母性の本質は、何ものをも区別することなく受け入れる絶対的な平等性をもつ一方で、全てのものを呑み込む恐ろしさがあると述べている⁽¹³⁾。この呑み込むことの恐ろしさを意識せずに母子密着を促進する社会および文化的状況、あるいは先の第2のタイプの母親のように子どもを愛せないことを自分を大切にすることのように主張する状況については社会的に関与する必要がある。その関与の方法には、子どもの預け先を整備する物理的育児支援サービスの整備よりむしろ母親の価値観を転換させる新たな出会いの場ともなる専門家による相談体制や母親同士の出会いの場の確保といったものが考えられる。またこうした育児支援だけでなく、社会および文化的価値観について専門家自身が問い直し、今日の社会に適応した育児観、子ども観を社会に周知し、国民レベルで個々人の価値観を振り返る必要があろう。

④は地域支援が今後の施設の重要な機能であるという認識が深まり、施設機能の社会化が強化される中で、契約型あるいは利用型のサービス内容と対象規定についての課題である。特にこの④の領域を中心として、専門家の視点と利用者の希望の軸との接近がみられる。すなわちこれまで一定の要件を充足しているか否かを専門家が判断して、制度的サービス利用の可否を決定してきた。しかしながら近年、制度的サービスにおいても利用・契約型のサービス利用形態が一般化し、保育所利用を家事専業の親をもつ子どもにも認めたり、親が趣味や娯楽に興ずる間、子どもを一時的に保育所などが受け入れる「育児リフレッシュ支援事業」が実施され、親側が必要と感じた際にサービス利用ができるようになってきた。サービス利用の可否を、一定の要件の充足という客観的指標でのみ評価し、機械的に決定することには疑問を感じる。しかし一方で、制度的サービスとして親の利便性をどのレベルまで追求していくのか、民

間企業の行っている育児サービスとどう区別化するのか等について検討する必要はあろう。

V. パートナーシップ理念の構築

これまで社会は子育てがインフォーマルな関係の中で共有され、社会が意図的にかかわる必要のない状況から、そうしたインフォーマルな関係での共有化が困難な社会へと変化してきた。近隣関係の希薄化や、核家族化といった本来的には、意識的な子育ての共有化が必要な状況になってきたが、現代社会では意識面および実態面双方において子育ての私事化が顕著となり、そうした状況の中で親および子ども双方に様々な問題を生み出してきた。意識面での子育ての私事化はその社会化を遅らせ、家庭内でとりわけ母親に育児負担が片寄り、育児ノイローゼといった精神的問題をも生み出してきた。

実親にのみ子どもの養育責任を委ねる風潮は、養育の社会的責任を曖昧化し、実親が養育能力が不十分な状況にある場合や、養育能力を十分に発揮し得ないような状況にある場合にも、実親に養育を絶対的に依託する傾向を生み出す。子育ての社会的責任とも言える社会と親との育児におけるパートナーシップという考え方の浸透が不十分な中で、家庭での育児を強調することは、結局家庭への絶対的依存状態を生み出すこととなる。

近年強調されている「私物的我が子観」から「社会的我が子観」といわれるその意義は、決して親権を制限して社会が家庭に介入するというのではなく、社会的存在として子ども観に基づき、親を事前のかつ予防的に支えるために親と社会がパートナーシップを形成することにある。

しかしながら一方で、社会的支援を家族生活への公的介入と捉え、それに対する慎重な検討の必要性についても論じられている⁽¹⁴⁾。確かにこれまでのわが国における歴史を振り返っても、国が個々の家族に委ねるべき子育てに口を出すべきではないという考え方が根強くあり、親権を尊重した方策がとられてきた。そこでは親がどうしても自分たちだけで養育が不可能になった場合に社会的介入がなされるという事後的、対症療

法的介入がなされてきた。

パートナーシップという考え方は、児童福祉法第2条の「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」や、子どもの権利条約第18条の「締約国は……父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし」といった規定にもみられ、こうした理念の一般化が課題と言える。また今後の子ども家庭福祉のあり方に大きな影響を与えたと言われた厚生省児童家庭局長の私的懇談会の「子どもの未来21プラン研究会」による「21プラン研究会」報告書(1993年)においても、児童福祉法第2条に言及しつつ「従来、児童の養育は専ら家庭の責任であり、国及び地方公共団体は、家庭の養育機能が欠けた場合にはじめて事後的に責任を負う形で対応されてきた。しかし子供が将来の社会を担う存在であることや家庭や地域社会における育児機能の低下などを考えると、子育てに関しては、保護者(家庭)を中心としつつも、家庭にのみまかせることなく、国や地方自治体をはじめとする社会全体で責任を支援していくこと、言い換えれば、家庭と社会のパートナーシップのもとに子育てを行っていくという視点が重要である。」と述べられている。保育所を中心とした子育て支援サービスの充実を図りつつ、家庭に対し子育てに関する情報を提供し、親の主体性を尊重しながら、親の選択権、不服申し立て権を保障し、子育てを支えるという考え方が今後必要であろう。

VI. 少子化社会と子育て支援の方向性

これまで政府は、少子化状況について「子どもをもつか否か、あるいは何人もつかといった問題は本来極めて私的なものである⁽¹⁵⁾」「結婚や子育ては、個人の生き方、価値観に深く関わる問題であり、政府がその領域に直接踏み込むことは差し控えなければならない⁽¹⁶⁾。」と述べている一方で、「しかし少子化のもたらすさまざまな影響の中で、子ども自身や社会全体に与えるマイナスの影響は大きな懸念材料となるものである⁽¹⁷⁾」と述べ、少子化状況に対する危機感を明らかにしている。そして出生率低下要因の分析を通して「就業した女性が仕事と家事・育児を両立すること

ができる支援体制を十分に整備していくことが重要である⁽¹⁸⁾」としている。こうした観点からエンゼルプランが出され、子育て支援サービスの必要性が明確化されてきた。しかし少子化社会については、それについて危機的に論じる者と、現代社会における当然の帰結として捉え、そうした社会に適応したシステムを社会に創り出すことの必要性を論じる者とに二分される⁽¹⁹⁾。子育て支援サービスと出生率の関係性については、「保育所の充実は、女性の子育ての機会費用を引き下げ、子育てと就業との両立を容易にすることから、出生率の引き上げに貢献する。しかし、それは同時に女性の就業を促進する効果をもっており、その結果、女性の初婚年齢の引き上げを通じて、出生率の抑制要因として働くという二面性を有している。⁽²⁰⁾」あるいは、これ以上子どもをほしくない⁽²¹⁾と答えた妻の気持ち⁽²¹⁾が、政策によって変わりうるか否かについての調査では、保育施設が増設され利用が容易になった場合、気持ちが変わると思うと答えた人の割合は7%であったと論じられているように、子育て支援を人口政策の一貫として考えるとその因果性は定かではなく、前者のようにマイナス側面で捉える意見も出てきている。しかし社会的子育て支援はこれまで述べてきたように、家族や地域社会の変容に伴う子育て状況の変化に対応して必要であるという認識が、社会的に形成されつつある。

家族や地域社会の変化にもかかわらず、母性神話や家族神話を基調とした旧来的子育て観に基づいたその限界性が顕著となっており、少子化状況の対策としてではなく、現代社会における当然の帰結として社会的子育て支援は必要であろう。しかしながら、子育ての社会化についてどういった子育て観を基盤に進めていくのかといったことに関しては、その捉え方も多様化傾向にあり、親も行政も確かなものを見出しにくい状況にある。そうした状況の中で政府により民間の育児サービスが積極的に導入され、親にはその適切な活用が求められるようになってきた。育児を社会化し親の育児負担は減少したと思われるが、サービスを適切に活用するといういわばケースマネジメント機能が親に求められるようになってきた。地域、親族関係が希薄化し、情報が氾濫し、子育て観が多様化する中でこうした機能が親に求められると、当然親側にも混乱が生じる。したがって今後子育ての受け皿としてのサービスを拡大するという子育て支援だけでは不十分であり、サービスに関する適切な情報

を提供したり、子育ての心理的相談に応じるといったサービスを志向すると同時に、子育て観の啓蒙や共有を志向した施策づくりが肝要と言えよう。

【注】

- (1) 日本経済新聞, 1996.10.28, 日刊。
- (2) 『保育情報』全国保育団体連絡会, 第247巻, 1997年, 18頁。
- (3) 汐見稔幸「幼児教育産業と子育て」岩波書店, 1996, 14~16頁。
- (4) 網野武博「現代家族および社会における育児機能の心理社会的分析」社会保障研究所編『現代家族と社会保障』有斐閣, 1994, 94頁。
- (5) 岸田秀『母親幻想』新書館, 1995。
- (6) 江原由美子「リブの主張と母性観」グループ「母性」解説講座『「母性」を解説する』有斐閣, 1991, 198頁, において, 母性は身体的機能, 行動, 観念の3側面があると述べられている。
- (7) 原ひろこ「『腹痛めて』の偏見崩せ」『朝日新聞』1973.5.10。
- (8) 原田正文『育児不安を越えて』ミネルヴァ書房, 1996, 110頁。
- (9) 岸田秀, 前掲書, 1995。
- (10) 山縣文治「子育て・子育てを巡る環境と児童福祉社会改革の視点」『大阪市社会福祉研究』大阪市社会福祉協議会, 1996, 13~14頁。
- (11) 中谷茂一他「子どもへの不適切な関わりに関する専門職の意識」日本社会福祉学会第44回大会報告, 1996。
- (12) 大日向雅美「最近の子どもを愛せない母親の研究からみえてくるもの」『家族研究年報』第20号, 1995, 29頁。
- (13) 河合隼雄『母性社会日本の病理』中央公論社, 1976。
- (14) 松原康雄「児童福祉法改正と児童家庭福祉体系の見直しをめぐる課題」『社会福祉研究』鉄道弘済会, 第67号, 1997, 16~18頁。
- (15) 経済企画庁編『国民生活白書(平成4年版)』1993, 239頁。
- (16) 厚生省編『厚生白書(平成5年版)』1994, 58頁。
- (17) 厚生省編, 前掲書, 1994, 58頁。
- (18) 経済企画庁編, 前掲書, 1993, 9頁。
- (19) 落合恵美子・高山憲之「対論 止まらぬ少子化 どうする」朝日新聞, 1996.11.9の中で落合は「……中高年の多い社会に早く慣れて, 上手な運営の仕組みを考える方が前向きというものです。」と述べている。一方高山は, 若年労働力人口の減少に伴う日本経済の衰退について取り上げ, 出生率の低下の放置に危機感を示している。

- (20) 経済企画庁経済研究所「高齢化の経済分析」『厚生福祉』4570号，時事通信，1997，15頁。
- (21) 毎日新聞社人口問題調査会編『日本の人口』毎日新聞社，135頁，1992。この調査結果は毎日新聞社により1990年3月に行われた「第21回全国家族計画世論調査」によるものである。

本稿は1996年度北星学園大学特別研究費による研究成果の一部である。